今治市体育施設及び今治市朝倉ふれあい交流センターに係る指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：総合政策部交流振興局スポーツ振興課

今治市体育施設及び今治市朝倉ふれあい交流センターの指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

1 施設の概要

(1) 所在地　　(今治市体育施設)

今治市別宮町六丁目２番２号　外

(今治市朝倉ふれあい交流センター)

今治市朝倉下乙104番地２

(2) 施設の設置目的　　(今治市体育施設)

市民の健康の増進とスポーツによる明朗、健全な精神を育成することを目的とする。

(今治市朝倉ふれあい交流センター)

休憩、合宿、研修、人づくり及び人間形成の場として、また、生涯教育の拠点として地域活性化と活力ある地域づくりを行うことを目的とする。

2 募集概要

(1) 応募受付期間　　令和８年９月24日（木）～令和８年９月30日（水）

(2) 応募者（１団体）

団 体 名	代表者役職氏名	所　在　地
特定非営利活動法人 今治しまなみスポーツクラブ	理事長 二宮　芳雄	愛媛県今治市 松本町一丁目１番地９

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市体育施設及び今治市朝倉ふれあい交流センター指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、施設の管理運営業務を適切に実施できるか否かを判断し、指定予定者として選定した。

⑵ 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準		配点ウエイト
【Ⅰ】市民の平等な利用が確保されていること ・利用者の平等な利用の確保		（確保されない場合は失格）
【Ⅱ】施設の効用を最大限発揮するものであること ・施設の設置目的との適合性 ・利用者に対するサービスの向上 ・利用促進、利用者増への取組み ・利用料金設定額 ・その他新規、魅力的な提案の有無 ・実現の可能性		４５点
【Ⅲ】施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・当該施設の管理運営に係る市の経費 ・実現の可能性		２５点
【Ⅳ】管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・人的能力（管理運営組織） ・物的能力 ・応募者の安定性、信頼性 ・実現の可能性		４０点
【Ⅴ】指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・地域貢献 収益の処分方法の提案 市内拠点の有無 雇用（地元雇用・再雇用） ・障がい者雇用への取組 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 ・子育て支援への取組 ・実現の可能性		２０点
【Ⅵ】応募者の実績		応募団体により審査の観点及び配点が異なる。
	現行指定管理者 ・モニタリング結果	８点
	現行指定管理者以外の応募団体 ・類似施設の運営実績の有無 ・実績やノウハウが施設管理運営に効果的か	５点
【Ⅶ】全般 ・応募者の取組み姿勢		１０点
合計点数	現行指定管理者	１４８点
	現行指定管理者以外の応募団体	１４５点

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、特定非営利活動法人今治しまなみスポーツクラブを指定予定者として選定した。

団体名	特定非営利活動法人今治しまなみスポーツクラブ
審査基準Ⅰ	適正
審査基準Ⅱ	39.5点
審査基準Ⅲ	25.0点
審査基準Ⅳ	35.2点
審査基準Ⅴ	16.6点
審査基準Ⅵ	5.0点
審査基準Ⅶ	9.2点
合　　計	130.5点

○審査基準Ⅰについては、施設利用者の平等利用が確保されていると判断され、適正と評価された。

○審査基準Ⅱについては、施設の設置目的に沿って利用者へのサービス向上を図るための計画がなされており、他の管理施設との連携や閑散期の利用促進のための取り組みが評価された。

○審査基準Ⅲについては、指定管理料上限額 1,135,000千円（５年間）以内であり、適正と認められた。

（指定管理料基準額（５年間）： 特定非営利活動法人今治しまなみスポーツクラブ
1,135,000千円）

○審査基準Ⅳについては、適切な人員が配置されており、職員のスキルアップに努めていること、また、これまでに培ってきた団体、地域と連携を深めることで、より効果的な運営を行う取り組みが評価された。

○審査基準Ⅴについては、管理業務により得た収益をスポーツによる健康づくりや人材育成等の事業を行うことにより地域に還元する取り組み、女性が活躍できる職場環境づくり、ライフ・ワーク・バランスに配慮した取り組みが評価された。

○審査基準Ⅵについては、現行指定管理者としての実績を踏まえたモニタリング結果に基づき、必要な改善措置がなされていることから、施設の管理運営を任せるに足りると評価された。

○審査基準Ⅶについては、指定管理者制度の趣旨や設置目的を十分に理解し、多数の施設の適切な管理運営を行ってきた実績、自主事業による技術力の向上はもとより、スポーツを通じた多世代の健康増進にも取り組んでいることが評価された。

○以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営について住民の平等利用が確保できること、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理にあたっては経費縮減が図られるものであること、施設の管理を安定して行う人的・物的能力を有するものであること及び施設の目的を達成するために十分な能力を有しているものと認められたため、当審議会は特定非営利活動法人今治しまなみスポーツクラブを指定予定者として選定した。

※ 点数は各委員の平均値

4 指定期間　　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで